

生衛ひろしま

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター
〒 730-0856
広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル
TEL 082-532-1200
FAX 082-532-2210
URL <https://www.seiei-hiroshima.jp/>

【今回の紙面】

新役員等執行体制（指導センター）	1
令和 4 年春の叙勲	2
令和 4 年度事業計画（指導センター）	3
広島県生活衛生関係担当窓口	3
社会保険労務士・中小企業診断士による無料相談のご案内	3
指導センターからのお知らせ	4
営業相談室の開設	
クリーニング師研修会・業務従事者講習会の開催	
経営特別相談員研修会の開催	
生衛組合だより	5
組合加入の呼びかけ	5
S マーク（標準営業約款登録）	6
せいえいくん	6
日本政策金融公庫からのお知らせ	7
広島県からのお知らせ	8

■(公財) 広島県生活衛生営業指導センター 新役員等執行体制

当指導センターは、6月21日 ホテルセンチュリー 21 広島「クリスタル」において、評議員会を開催し、理事及び監事の任期満了に伴う新しい理事・監事の選任（案）が可決承認され、その後の臨時理事会において、新しい理事長、副理事長及び専務理事を選任いたしました。

理事長 前：今井 誠 則（退任） ⇒ 新：新長 謙 三
副理事長 三住 武（重任）
副理事長 前：新長 謙 三 ⇒ 新：森脇 幸 也
専務理事 荒川 勇（重任）

新理事長あいさつ



新長理事長

暑さ厳しき折、組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、今井理事長の後任として、指導センターの理事長に選任されました新長謙三です。

コロナ禍をはじめ、ロシアのウクライナ侵攻の影響等、我々生衛業界にとって、厳しい経営環境が続く情勢にあります。このような時期に、この要職に就任いたしまして、職責の重さに身の引き締まる思いであります。これからも、県当局のご指導ご鞭撻と組合員の皆様方の一層のご協力のもとに、広島県の生衛業界の発展、振興のために微力ながら最善を尽くす所存でございます。

何卒、皆様方の温かいご支援を賜りますようお願いいたします。

(理事・監事)

役職名	氏 名	所属組合・役職
理事長 (代表理事)	新長 謙三	食肉生活衛生同業組合 (理事長)
副理事長	三住 武 理容	〃 (理事長)
〃	森脇 幸也	食鳥肉販売業 〃 (理事長)
専務理事 (業務執行理事)	荒川 勇	生活衛生営業指導センター (専務理事)
理 事	佐々木克己	社交飲食生活衛生同業組合 (理事長)
〃	滝村 勝博	喫茶飲食 〃 (理事長)
〃	藤本 勇次	興行 〃 (理事長)
〃	千玉 敏之	飲食業 〃 (理事長)
〃	山本 拓治	美容業 〃 (理事長)
〃	面迫 博文	クリーニング 〃 (理事長)
〃	下井田繁喜	公衆浴場業 〃 (理事長)
〃	有本 隆哉	ホテル旅館 〃 (理事長)
〃	川口 伸二	料理業 〃 (理事長)
〃	伊木 剛二	広島商工会議所 (事務局長)
〃	長谷川信男	広島県商工会連合会 (専務理事)
監 事	杉野 龍一	料理業生活衛生同業組合
〃	貝原 英伸	美容業 〃 (理事)
〃	多田 誠	多田総合会計事務所

(評議員)

氏 名	所属組合・役職
齋藤 卓也	日本政策金融公庫広島支店 (支店長)
清水 敏宏	興行生活衛生同業組合 (理事)
政木 孝一	クリーニング 〃 (副理事長)
岡本 幸蔵	理容 〃 (副理事長)
本森 紀昭	美容業 〃 (理事)
加藤 龍馬	公衆浴場業 〃 (理事)
藤田 浩司	ホテル旅館 〃 (広島市理事)
天野 正浩	食肉 〃 (副理事長)
大前 晋男	飲食業 〃 (副理事長)
田中 成雄	料理業 〃 (組合員)
大串 修二	社交飲食 〃 (専務理事)
茶木 武臣	喫茶飲食 〃 (副理事長)
河村 和弘	食鳥肉販売業 〃 (組合員)

【退任のお知らせ】

◎今井 誠則 理事長
 ◎高田 秀穂 理事
 ◎阿部 正樹 評議員
 が退任されました。
 長い間お世話になりました。

令和 4 年春の叙勲

◇ 旭日双光章

新 長 謙 三

広島県食肉生活衛生同業組合 理事長
 元 広島県食肉事業協同組合連合会 会長



◇ 旭日単光章

藤 井 範 夫

広島県喫茶飲食生活衛生同業組合 副理事長



栄えある叙勲、おめでとうございます！

■(公財) 広島県生活衛生営業指導センター 令和 4 年度 事業計画

令和 4 年 3 月に開催された、理事会、評議員会において、令和 4 年度の事業計画等が可決承認されました。

営業者の高齢化、後継者育成、組合への新規加入の促進などの課題がある中、今年度も、組合の運営基盤強化やネットワークの拡充を図るための「生活衛生同業組合活動推進月間」事業に積極的な事業協力を行うなど、生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持・向上をさらに図るために、各種の生衛業振興事業を積極的に推進いたします。

1 相談事業

- (1) 融資相談等：営業相談室の開設
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 広報事業：生衛ひろしま（年 2 回発行）

2 情報化整備事業

- (1) ホームページの運営、情報提供
- (2) 各種名簿等の管理（クリーニング師名簿、標準営業約款登録台帳など）

3 後継者育成支援事業

- (1) 生衛業インターンシップ事業
- (2) イベントインターンシップ事業

4 健康・福祉対策推進事業

5 消費者コールセンター事業

- (1) 苦情相談等

6 技術研修講習事業

- (1) 生衛組合の人材育成、技術研修

7 標準営業約款登録事業

- (1) 理容、美容、クリーニング等の登録
- (2) 加入促進、利用者等への広報活動

8 クリーニング師等研修事業

- (1) クリーニング師研修（広島、福山）
- (2) 業務従事者講習（通信講習）

9 調査業務等受託事業

10 衛生水準確保・向上事業

- (1) 衛生水準確保・向上事業推進会議
- (2) 広報事業
- (3) 店舗情報提供

■ 広島県生活衛生関係担当窓口

健康福祉局 局長 木下 栄作
食品生活衛生課 課長 菊池 和子

(生活衛生グループ)

主 査 中野 未佳
主 査 有友亜沙美
主 任 金本 大地
会計年度任用職員 宮脇 弘幸
会計年度任用職員 永田 猛
会計年度任用職員 前田美由紀

■ 社会保険労務士・中小企業診断士による無料相談のご案内

◎ (公財) 広島県生活衛生営業指導センターでは、生活衛生営業の皆様へ社会保険労務士・中小企業診断士による相談事業を次のとおり実施しています。

- ・「雇用調整助成金」など各種助成金等の申請についてお困りではありませんか？
- ・各種助成金等の相談に社会保険労務士・中小企業診断士が無料で応じます。
- ・会場を設けての相談又はご希望の状況によっては、お店に社会保険労務士・中小企業診断士を派遣することも可能です。
- ・ご相談がある方は、まずは、当指導センターにご連絡ください。

指導センター TEL 082-532-1200
FAX 082-532-2210

■ 指導センターからのお知らせ

◎ 生活衛生関係営業者の相談窓口「営業相談室」の開設

指導センターの経営指導員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

開 設 場 所			開 設 日 時	
福山市生涯学習プラザ	和室 1	福 山 市	7 月 6 日(水)	13:00 ~ 15:00
しまなみ交流館	会議室 2	尾 道 市	7 月 20日(水)	
東広島市芸術文化ホールくらら	会議室 2	東広島市	8 月 3 日(水)	
廿日市市商工保健会館	第 1 小会議室	廿日市市	8 月 31日(水)	
三次十日市きんさいセンター	会議室	三 次 市	9 月 7 日(水)	
大竹商工会議所	1 階相談室	大 竹 市	9 月 28日(水)	
イマトスペース	4 F IMATO	三 原 市	10月 5 日(水)	
府中市文化センター	会議室 1	府 中 市	10月 19日(水)	
呉市きんろうプラザ	第 2 小会議室	呉 市	11月 9 日(水)	
福山市生涯学習プラザ	小会議室 4	福 山 市	11月 16日(水)	
生活衛生営業指導センター	環衛ビル 8 階	広 島 市	月～金曜日 (除休祝日)	9:00 ~ 17:00

◎ クリーニング師研修会・業務従事者講習会の開催

クリーニング師及びクリーニング業務従事者は、3年を超えない期間ごとに県知事が指定した研修を受ける必要があります。(クリーニング業法)

本年度の受講対象者は、令和元年度以前に研修等を受講された方と、これまでに受講されていない方です。

対象者となっている方は、積極的に受講してください。

① クリーニング師研修

開 催 日	会 場	
令和 4 年 10 月 30 日(日)	福山市	福山市生涯学習プラザ
令和 4 年 11 月 10 日(木)	広島市	広島県環衛ビル 9 階大会議室
令和 4 年 1 月 22 日(日)	広島市	広島県環衛ビル 9 階大会議室

※研修時間：13 時～17 時

※受講対象者には、10 月初め頃に開催案内、申込書を送付する予定です。開催日の 15 日前まで申込みができます。



令和 4 年 3 月 13 日(日) 広島会場

② 業務従事者講習

講習は通信教育です。

申込期間は令和 4 年 10 月 1 日～11 月 30 日まで

◎ 経営特別相談員研修会の開催

右の日程により研修会を開催します。

(株)日本政策金融公庫からは衛経貸付制度を中心に、生活衛生融資全般の留意事項の内容を予定しています。

是非ご参加ください。

区 分	広島会場	福山会場
開催日時	8 月 29 日(月) 13:30 ~ 17:00	9 月 26 日(月) 13:30 ~ 17:00
開催場所	広島県環衛ビル 9 階大会議室	県民文化センター ふくやま

■ 生衛組合だより

美容業組合

☆広島県美容業生活衛生同業組合がコロナ禍で頑張る学生の皆さんを応援する「Stay Beautiful キャンペーン2021」を開催しました。

期間中美容室を利用された学生さんに大変喜ばれた企画となりました。



公衆浴場業組合

☆ひろしま・い〜お湯・スタンプラリー☆
期間：令和4年5月～5年3月

- ☆季節ごとにイベントをやっていますよ!
- ☆ 銭湯でほっこりリフレッシュ!
- ☆スタンプ集めて入浴券をゲット!



食肉組合

☆国産食肉出前講座「お肉が食卓に届くまで」を開催しました。

- ・ 令和3年12月18日(土) 14:00~15:30
- ・ 広島市五日市中央公民館
- ・ 「食肉講習会と広島牛モモステーキの試食」

講師：元中国経済産業局 地域経済部知的財産室
地域知財活動調査員 小倉 仁亮さん

○日本の食肉が、どのようなプロセスで食卓まで安全に届けられるのか、一緒に学び、そのあと広島牛のおいしさを味わっていただきました。



■ 組合加入のメリットをPRし、組織の強化と生衛業の振興発展のために生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合であり、組合に加入すると、次のようなメリットがあります。

- ①日本公庫の有利な融資（低金利、融資限度額、貸付期間等）
- ②研修会・講習会への参加による技能の向上、知識の習得
- ③各種共済、保険制度への加入
- ④行政や業界の情報を迅速に入手
- ⑤カラオケ・クレジット料金などの割引・優遇



■ S マーク (標準営業約款登録)

- 「S マーク」は、消費者の皆様にご利用いただくときの安全・安心の目印です。
- 厚生労働大臣の約款に従って、安全・安心・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。
 - ・ Safety (安全)
 - ・ Sanitation (清潔)
 - ・ Standard (安心)



○登録の対象となるお店は、理容店・美容店・クリーニング店・飲食店です。

●理容店・美容店・クリーニング店・飲食店の皆さん！！

消費者のお店選びの目安となる「S マーク」制度に登録し、安心と信頼のお店になりましょう。

皆のものの S マークのお店だから安心なのじゃ！

S マークのある
理容 美容 クリーニング
めん類飲食 一般飲食
のお店は、3つの「S」

- S 安全 safety
- S 安心 standard
- S 清潔 sanitation

をお約束します。

11月、S マーク標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちは S マークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター 後援：厚生労働省

<S マーク登録促進月間 (R4.11) の取組予定>

- リーフレットの掲示 (広島県, 市町, 各保健所)
- ホームページへの掲載 (広島県, 市町)
- 広報誌への掲載 (市町)
- スポット放送 (RCCラジオ)

《スポット放送のフレーズ》

- ・ S マークって何 ?
- ・ S マークのあるお店は、
厚生労働大臣が認めた
安全・安心・清潔なお店です。
- ・ 理容, 美容, クリーニング, 飲食店は
選んで安心, S マークのお店。
- ・ 広島県生活衛生営業指導センターからの
お知らせでした。

区 分	手 数 料	標 識 代 等	計
新規登録 (3年有効)	6,600 円	3,300 円	9,900 円
再登録 (5年有効)	2,360 円	1,300 円	3,660 円

11 月は標準営業約款の普及登録促進月間です。

■ せいえいくん

(一社)広島県生活衛生同業組合連合会
オリジナルの共済制度 **大好評**

せいえいくん

■お申し込み・お問い合わせは
●(一社)広島県生活衛生同業組合連合会
●各生活衛生同業組合

■共済引受組合
つながる力で、安心と成長を
広島県共済

(広島県認可)
広島県中小企業共済組合
〒730-0048 広島県中野町豊田4-17
http://www.kyosai.co.jp

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030

シニア型 共済掛金 [月々] **3,200 円**
新規加入年齢 / 満60歳～満75歳
(満85歳まで継続可能)

**シニア世代の医療保障に
重点をおいた共済制度!**

- 緩和型の健康告知!
- がん入院は上乘せ給付
- 公的保険では対象とならないがん先進医療をお支払い!

(令和3年7月1日現在)

■ 日本政策金融公庫からのお知らせ

生活衛生関係営業を営むみなさまへ

経営お役立ち情報

日本公庫は、ホームページを通じて、経営に役立つさまざまな情報を発信しています。

ノウハウ集 売上アップやSNS活用など経営課題の解決に役立つノウハウを紹介しています。

<写真の撮り方ガイド>



スマホですぐに実践でき、売上アップにつながる「料理写真」の撮影方法や工夫事例を分かりやすく紹介した冊子です。

<SNS活用ガイドブック>



SNSを使った集客に初めて取り組む方向けに、基礎知識や押さえておくべきポイントをまとめた冊子です。



無料でダウンロードいただけます。

セミナー

全国各地で開催しているセミナー情報をご案内しています。



生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センター、商工会・商工会議所等と連携して各種セミナーを開催しています。

コロナ禍での開催ニーズに対応するため、オンラインセミナーにも力を入れています。



情報誌

経営に役立つ情報や企業事例などを紹介しています。



<生活衛生だより>

生活衛生関係営業に関する調査結果や特徴ある企業事例、専門家からのアドバイス記事などを掲載しています。

年 4 回（1、4、7、11月）発行



無料でダウンロードいただけます。

事業資金相談ダイヤル

(好ごよう! 公庫)
☎0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

■ 広島県からのお知らせ

令和4年4月1日から 広島県内の「ふぐ処理」に関する制度が変わりました！

「広島県ふぐの処理等に関する条例」が施行され、
新たな制度に移行します。

(広島市, 呉市, 福山市においても
それぞれ関係条例が施行されます)



新制度の主な内容

- 1 業として食用のふぐの処理を行う場合は、広島県(または広島市, 呉市, 福山市)の**ふぐ処理者免許が必要**となります(ふぐ処理者免許を受けた方の下でふぐ処理を行う場合を除く)。
- 2 ふぐ処理者免許を受けるには、**ふぐ処理者試験**に合格する必要があります。
- 3 ふぐ処理を行う施設は、ふぐ処理施設の登録を受ける必要があります。
- 4 既存のふぐ処理者, ふぐ処理施設には、経過措置が設けられます。

経過措置の内容

【既存のふぐ処理者について】

次の方は令和6年3月31日までは引き続きふぐ処理を行うことができます。

- ・ 過去に広島県内で開催されたフグ処理者養成講習会を受講された方
- ・ 他自治体のふぐ処理に関する免許を持っている方で, 令和4年4月1日時点で広島県内のフグ処理施設のフグ処理者として届出済の方

令和6年4月1日以降もふぐ処理を行うには、令和6年3月31日までに、窓口である最寄りの保健所で免許申請を行ってください。

【既存ふぐ処理施設について】

令和4年4月1日時点で広島県内でフグ処理施設の届出を行っている施設は, 現在有効な営業許可・認定の有効期間が切れるまでの間(※)は、引き続きふぐ処理を行うことが可能です。(※ 加工水産物製造業の認定施設は、認定の有効期限か、令和6年5月31日のいずれか早い日まで)

営業許可の更新または新たな許可へ移行する際に、ふぐ処理施設の登録申請を行ってください。